

営業代行の業務委託契約書 署名前チェックリスト

発注側が署名する前に、条文を1つずつ確かめるための書式

営業代行の契約書は「業務委託契約書」という題名で届くことが多いのですが、中身が請負に近いのか、委任(準委任)に近いのかは条文を読まないと分かりません。型が違うと、報酬を請求できる時期、途中で終わったときの精算、解除したときの扱いの原則が変わります。

この資料は、受け取った契約書を読む順番と、条文の有無を確かめる観点を並べたものです。条項の有効性や金額の妥当性そのものを判定する資料ではありません。個別の契約の判断は弁護士、個別の税務の判断は税理士・税務署にご相談ください。

読むときの前提

- 1. 根拠の欄は、法令名と条項、または国税庁・公正取引委員会・厚生労働省の資料名を書いています。URLは末尾の「参照した一次情報」にまとめました。
- 2. 法令の要点は「～とされています」の形で書いています。契約書の書き方で当てはまりが変わるため、断定はしていません。
- 3. ⑦の秘密保持・競業と、根拠を「法令の根拠なし」とした行は、条文があるかどうかを見る項目です。

使い方

- 1. 契約書と並べて上から順に読み、条文が見つかった項目の「□」にチェックを入れます。
- 2. 見つからない項目は、抜けているのか、意図して置いているのかを相手方に質問します。「なぜ見るか」の欄が、そのまま質問の理由になります。
- 3. 相見積もりの段階で得た回答が契約書に落ちているかを、ここで突き合わせます。

この資料が役立つ記事

- 営業代行の依頼の流れ
<https://longwave.co.jp/media/articles/sales-outsourcing-request-flow.html>
- 営業代行の費用相場と費用対効果
<https://longwave.co.jp/media/articles/sales-outsourcing-cost-and-roi.html>
- 営業代行費の勘定科目と仕訳
<https://longwave.co.jp/media/articles/sales-outsourcing-accounting.html>

① 契約の型(請負か準委任か・成果報酬の位置づけ)

消	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	条文が「仕事の完成」を約しているのか、事務の処理を委託しているのかを読み分けます。題名が業務委託契約書でも、中身で判断します。	請負は仕事の結果に対して報酬を払う契約、委任・準委任は事務の委託とされており、型によって報酬と解除の原則が変わります。	民法 第632条／第643条・第656条
☐	成果報酬を採る場合、委任事務の履行によって得られる成果に対して報酬を払う約束になっているかを確認します。成果の引渡しが必要なときの支払時期も見ます。	成果に対して報酬を払う型には、請負の割合報酬の規定が準用されるとされています。	民法 第648条の2第1項・第2項(第634条の準用)
☐	相手方の指揮監督下で単に労務を供給するだけの内容になっていないか、報酬が仕事の完成と対価関係にあるかを見ます。	労務の供給だけを定めた契約書は委任契約とされ、報酬が仕事の完成と対価関係にあれば請負になるとされています。印紙税の扱いも記載内容で決まります。	国税庁 質疑応答事例(印紙税)「請負の意義」／「プログラムの設計・開発契約書」

② 報酬(額・支払期日・成果の定義・途中終了時の割合報酬)

消	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	報酬の額と算定方法(固定額、成果1件あたりの単価、成約時の料率)、支払期日と請求のタイミングが一義的に読めるかを確認します。消費税の扱い(税別か税込か)と、適格請求書を受け取る取り決めも見ます。	委任では特約がなければ報酬を請求できず、原則として委任事務を履行した後でなければ請求できないとされています(期間で報酬を定めた場合は別とされています)。税区分の記載がないと月額と比較もずれます。個別の税務の判断は税理士・税務署にご相談ください。	民法 第648条第1項・第2項

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	成果報酬の「成果」の定義を確認します。アポイント、有効商談、受注のどれを指すのか、何を無効として数えないのか、誰がどう検収するかまで書かれているかを見ます。	成果報酬型では、成果の定義がそのまま報酬の発生要件になります。	民法 第648条の2第1項
☐	契約が途中で終わったときの精算の定めを確認します。	委任が途中で終了したときは既にした履行の割合に応じて、請負では可分な部分で注文者が利益を受けるならその利益の割合に応じて、報酬を請求できるとされています。	民法 第648条第3項／第634条

③ 期間と解除(最低契約期間・中途解約・不利な時期の解除)

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	契約期間、更新の有無と方法、最低契約期間を確認します。自社から解約する場合と相手方から解約される場合で条件が対称かも見ます。	継続的取引の基本となる契約書は、契約期間が3か月以内で更新の定めのないものが除かれるとされており、期間の書き方は印紙税の判断にも関わります。	国税庁 タックスアンサー No.7104
☐	中途解約の条項を確認します。予告期間、書面の要否、解約時に支払う金額の定めを見ます。請負に近い型のときは、完成前の解除の条項も見ます。	委任は各当事者がいつでも解除できるとされていますが、相手方に不利な時期の解除などはやむを得ない事由がない限り損害を賠償するとされています。請負では、完成しない間は注文者がいつでも損害を賠償して解除できるとされています。	民法 第651条／第641条

④ 再委託

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	再委託を認めるかどうかが明記されているかを確認します。認める場合は、事前の書面による承諾を要件にしているかを見ます。	委任・準委任では、委任者の許諾を得たときか、やむを得ない事由があるときでなければ復委任者を選任できないとされています。	民法 第644条の2第1項、第656条
☐	請負に近い型のときは、再委託の範囲と、再委託先にも秘密保持と個人データの取扱いが及ぶかを確認します。	請負は、仕事が完成されるなら下請負に出してもよい契約と、国税庁の印紙税の解説で説明されています。	国税庁 質疑応答事例(印紙税)「請負の意義」
☐	再委託先が個人になる場合の扱いを確認します。	再委託先の個人との間に雇用関係がない限り派遣法との関係では問題にならないとされていますが、実態から労働者性が認められ、注文主から指揮命令を受けていれば偽装請負となるとされています。	厚生労働省・都道府県労働局「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」

⑤ 指揮命令と偽装請負(発注側が直接指示しない)

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	受託会社が、自社の担当者への業務遂行の指示、労働時間の管理、服務規律と配置の決定を自ら行う体制になっているかを、契約書の条項と体制の説明の両方で確認します。	請負と認められるには受注者が業務を発注者から独立して処理していることが必要で、満たさなければ労働者派遣事業とされ、形式を整えても故意に偽装したものは同じ扱いとされています。	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)第2条第1号・第2号、第3条
☐	発注側の担当者から受託会社の担当者へ、顧客への営業上の対応方針を直接指示する運用になっていないかを確認します。契約の名称が請負でも準委任でも、同じ基準で見られます。	指揮命令関係がある場合は契約の形式を問わず労働者派遣事業に当たるとされています。業務に必要な範囲の情報提供だけでなく直ちにそうはされませんが、顧客への営業上の対応方針などを直接指示している場合は労働者派遣事業と判断されるとされています。	37号告示関係疑義応答集(第3集)Q1・A1／(第2集)問1
☐	作業の見直しなどの要求を受託会社に対して行う取り決めか、窓口の責任者が決まっているか、定例会議の同席とメールのCCの扱いを決めているかを確認します。	受注会社への要求は当事者間のやりとりとされ、管理責任者の判断での同席やCCも直ちに派遣事業とはされませんが、スタッフへの直接指示、作業の割り振りの詳細な指示、日常的な方針変更の指示などがあると偽装請負と判断されるとされています。	37号告示関係疑義応答集(第1集)2. 発注者からの注文／(第2集)問9・問10

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	人手を貸してもらい形に近い依頼をするときは、労働者派遣として頼むのかどうかを先に決めます。	労働者派遣は他人の指揮命令を受けて働かせることとされ、事業には許可が必要で、無許可の場合の罰則も定められています。適用を免れる目的で派遣以外の名目で契約し、必要な事項を定めずに派遣を受けた場合、発注側は労働契約の申込みをしたものとみなされるとされています(過失なく知らなかった場合を除くとされています)。	労働者派遣法 第2条第1号・第3号、第5条第1項、第40条の6第1項第5号、第59条第2号

⑥ 個人情報(委託先の監督・第三者提供に当たらないこと)

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	個人データを渡す場合に委託先を監督できる条項があるかを確認します。取扱いの範囲、扱う人、保管場所、終了時の返却または消去、事故時の報告までを見ます。	個人データの取扱いを委託する場合、委託元は委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。	個人情報保護法 第25条
☐	渡す範囲が利用目的の達成に必要な範囲にとどまっているか、受託会社が自社の営業に流用できる書き方になっていないかを確認します。	利用目的の達成に必要な範囲内での委託に伴って提供する場合、委託先は第三者に当たらないため本人の同意は不要とされています。範囲を超える利用はこの前提から外れます。	個人情報保護法 第27条第5項第1号

⑦ 秘密保持・競業(条文の有無を確認する項目)

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	秘密情報の定義、対象から外れるもの、守る期間、契約終了後の返却または消去の定めと、同業他社の同種商材を同時に扱うことの制限の定めがあるかを確認します。	商材の情報や顧客リストは、契約が終わった後の扱いまで決めておかないと回収できません。競業の制限の有無は稼働の質にも影響するため、署名前に理解をそろえておきます。	(法令の根拠なし・条文の有無を確認)

⑧ 損害賠償(債務不履行)

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	債務不履行の場合の損害賠償の条項を確認します。	債務の本旨に従った履行をしない、または履行が不可能なときは損害賠償を請求できるとされ、取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるときは除かれるとされています。	民法 第415条第1項
☐	賠償の範囲や上限額の定めと、支払が遅れたときの遅延損害金の利率の定めがあるかを確認します。	上限の定めは受け取った契約書に置かれていることが多く、金額の妥当性は事実ごとに変ります。遅延損害金の現在の率は本資料では扱いません。妥当性の判断は弁護士にご相談ください。	(法令の根拠なし・条文の有無を確認)

⑨ 反社会的勢力に関する条項

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	相手方や、代理や媒介をする者が暴力団関係者でないことを確認する手順と、判明したら催告なしで解除できる旨などの特約があるかを確認します。	東京都暴力団排除条例では、暴力団の活動を助長する等の疑いがあると認める場合の確認と、書面で契約する場合のこうした特約を、事業者が努めるものとされています。これは東京都の条例上の努力義務で、全国一律の法律上の義務として扱うものではありません。	東京都暴力団排除条例 第18条第1項・第2項第1号～第3号

⑩ 印紙税と電子契約

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	紙で契約書を作る場合、記載内容から第2号文書、第7号文書、不課税のどれに当たるかを検討します。	請負に関する契約書は第2号文書とされ、税額は契約金額によって決まり、契約金額の記載のないものは200円とされています。	国税庁 タックスアンサー No.7102(印紙税法別表第一第2号)

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	継続して取引するための基本契約になっているか、委託する業務の範囲や対価の支払方法を定めていないかを確認します。	継続的取引の基本となる契約書は第7号文書で1通4,000円とされ、契約期間が3か月以内で更新の定めのないものは除かれるとされています。名称を問わず、売買に関する業務などを継続して委託するために作成され、業務の範囲または対価の支払方法を定めるものが該当するとされています。	国税庁 タックスアンサー No.7104 / No.7141 / 印紙税法施行令 第26条第1号・第2号
☐	委任だけを定めた契約書なのか、請負の事項が併記されていないかを読み分けます。	委任に関する契約書は課税物件表に掲げられていないので印紙税は課税されないとされていますが、請負の事項が併記されていれば印紙税法上は請負に当たることがあるとされています。	国税庁「印紙税の手引」(令和8年6月) / 印紙税法 第2条 / 質疑応答事例「請負の意義」
☐	電子で締結する場合の取り決めと、写しや副本を作る運用があるかを確認します。	電子署名を付した電磁的記録をメールで送信した事例について、課税対象は課税物件表に掲げられている文書であり電磁的記録は文書に含まれないとする国税庁の回答があります。一方「写し」と表示しても、双方の署名や押印があるなど契約の成立を証明する目的のものは課税対象とされています。	国税庁 質疑応答事例(印紙税)「取引先にメール送信した電磁的記録に関する印紙税の取扱い」 / タックスアンサーNo.7120
☐	貼り忘れたときに何が起きるかを社内で共有し、判断に迷ったときの相談先を決めておきます。	印紙を貼らなかった場合は、納付しなかった印紙税額とその2倍の合計の過怠税がかかることとされ、自主的に申し出た場合は1.1倍、消印しなかった場合はその額面相当額とされています。営業代行契約を名指しした国税庁の事例はないため、迷う場合は税務署にご相談ください。	印紙税法 第20条第1項～第4項 / 国税庁 タックスアンサーNo.7102・No.7104

⑪ フリーランス(個人)に頼む場合

済	確認すること	なぜ見るか	根拠
☐	相手方がフリーランス法の対象に当たるか、自社がどの区分の発注者に当たるかを確認します。	対象は、従業員を使用しない個人、または代表者1人だけで他に役員がおらず従業員も使用しない法人とされています。義務の多くは特定業務委託事業者(従業員を使用する個人、役員が2人以上いるか従業員を使用する法人)にかかるとされています。	フリーランス法 第2条第1項・第3項第2号・第6項 / 公正取引委員会・厚生労働省等「フリーランス法パンフレット」4ページ
☐	取引条件を明示する書面または電磁的方法を用意し、業務の内容、報酬の額、支払期日、双方の名称、委託をした日、役務の提供を受ける日、場所、検査完了日、現金以外の支払方法がそろっているかを確認します。	業務委託をしたら直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日などを明示しなければならないとされ、この義務は従業員のいない発注者にもかかるとされています。左の項目は、公正取引委員会の特設サイトが明示すべき取引条件として挙げているものです。	フリーランス法 第3条第1項 / 公正取引委員会 フリーランス法特設サイト
☐	支払期日の定めを確認します。	特定業務委託事業者は、役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その日までに支払うとされています。再委託で一定事項を明示した場合は元委託の支払期日から30日以内とされています。	フリーランス法 第4条第1項・第3項・第5項
☐	1か月以上の委託になる場合、禁止されている行為を社内で共有します。	フリーランスに責任がないのに報酬を減額すること、通常より著しく低い報酬を不当に定めること、物の購入や役務の利用を強制すること、不当に経済上の利益を提供させること、不当に給付内容を変更させまたはやり直させることなどをしてはならないとされています。	フリーランス法 第5条第1項・第2項
☐	6か月以上続く委託になる場合の予告の定めと、募集の表示・ハラスメント対策の体制を確認します。	6か月以上の業務委託では、育児介護等への配慮義務を負い、解除または不更新とする場合は少なくとも30日前までに予告しなければならないとされています。募集で虚偽や誤解を生じさせる表示をしないこと、就業環境が害されないよう措置を講じることは、期間の要件はないとされています。	フリーランス法 第13条第1項、第16条第1項 / 第12条、第14条第1項・第2項

この資料で扱わないこと

この資料は、条文の有無と読む順番をそろえるためのものです。個別の条項が有効かどうか、損害賠償の上限額が妥当かどうかは、契約全体と取引の実情を見て判断されるため、ここでは判定していません。遅延損害金の法定利率の現在の値も示していません。営業代行の外注が取適法(旧下請法)の対象になるかどうかについては、自社が用いる役務の委託に当たるかを明示した公的な例示が見当たらないため、当たる、当たらないのいずれも書いていません。営業代行の契約書が印紙税のどの号に当たるかを名指しした国税庁の事例も確認できていません。個別の契約の判断は弁護士、個別の税務の判断は税理士・税務署にご相談ください。

参照した一次情報

- 民法(e-Gov)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089>
- 個人情報保護法(e-Gov)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057>
- 労働者派遣法(e-Gov)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/360AC0000000088>
- フリーランス・事業者間取引適正化等法(フリーランス法・e-Gov)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC0000000025>
- 印紙税法(e-Gov)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/342AC0000000023>
- 印紙税法施行令(e-Gov)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/342CO0000000108>
- 37号告示(労働者派遣事業と請負の区分基準)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000780136.pdf>
- 37号告示関係疑義応答集(第1集)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001328443.pdf>
- 37号告示関係疑義応答集(第2集)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000780138.pdf>
- 37号告示関係疑義応答集(第3集)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001704257.pdf>
- 厚労省「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001704200.pdf>
- 公取委・厚労省等「フリーランス法パンフレット」
<https://www.jftc.go.jp/file/flpamph.pdf>
- 公取委 フリーランス法特設サイト
https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/
- 国税庁 No.7102 請負に関する契約書
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7102.htm>
- 国税庁 No.7104 継続的取引の基本となる契約書
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7104.htm>
- 国税庁 No.7141
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7141.htm>
- 国税庁 No.7120 契約書の写し・副本
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7120.htm>
- 国税庁「印紙税の手引」(令和8年6月)
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/tebiki/pdf/00.pdf>
- 質疑応答事例(印紙税)「請負の意義」
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/09.htm>
- 質疑応答事例「プログラムの設計・開発契約書」
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/24.htm>
- 質疑応答事例「メール送信した電磁的記録の取扱い」
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/02/10.htm>
- 東京都暴力団排除条例(例規集)
https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html

エイギョウブ(LongWave株式会社) <https://longwave.co.jp/media/> | 作成 2026年9月 | 本資料は営業代行の発注を検討する事業者向けの一般的な情報です。個別の契約・税務の判断は弁護士・税理士にご相談ください。